

新春のご挨拶

愛知労働局労働基準部長 岡田直樹

新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解・ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国は、一昨年来続いております新型コロナウイルスの5度の感染の波に対し、様々な感染防止対策を講じつつ凌いでまいりましたが、新たな変異株が発見され、第6波が予想されるなど依然として予断が許されない状況です。新型コロナウイルスが企業経営にもたらした影響は甚大なものがありますが、社員の雇用維持、労働条件及び健康の確保、新しい働き方の取組などに日々ご尽力されていますことに改めて敬意を表します。

労働基準行政としましては、コロナ禍の影響で事業縮小を余儀なくされた企業に対しては、雇用維持の要請、解雇、整理解雇、賃金支払等に関する法律や裁判例の説明などを継続するとともに、コロナ対応などで長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止の徹底などを指導し、長時間労働の解消と働きやすい職場の実現に向けての支援を丁寧に行い、昨年7月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に掲げられた目標の達成を目指してまいります。

労働災害防止対策につきましては、令和3年度は、死亡災害は減少したものの、休業4日以上死傷災害は一昨年に続き増加となり、第13次労働災害防止推進計画の目標達成が大変困難な状況にあります。業種別では製造業、商業、建設業で災害が増加しており、コロナ感染症の関係で社会福祉施設における災害も増加しています。本年度は引き続き「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントに関する出前講座やリスクアセスメント推進事業場宣言への勧奨、エイジフレンドリーガイドラインの周知などを積極的に行い、安全・安心の労働環境の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

労働者の健康確保については、引き続きメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援を積極的に推進するほか、令和3年4月1日に施行された改正石綿則、令和3年12月1日に施行（一部規定を除く）された改正事務所則等の法令周知を積極的に行ってまいります。

愛知県最低賃金は、昨年10月1日付けで過去最高の28円アップの955円となり、経営等に与える影響は多大なものがあるかと存じますが、労働者の最低生活基準の確保だけでなく、経済効果も期待できることから、すべての企業においてこれが遵守されるようあらゆる機会を用いて周知を図ってまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準に等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めるとともに、新型コロナに係る労災補償については、労働基準行政の最重要課題の一つであり、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き、署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスター発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。また、令和3年9月14日付けで改正された「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」に基づき、脳心臓疾患労災請求事案の適正・迅速処理に努めてまいります。

最後に、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解・ご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。